

あいずケアプランセンターおおつか 重要事項説明書

様

---

契約日 令和 年 月 日

# 重要事項説明書（居宅介護支援）

## 1. 事業者の概要

事業者（法人）名	株式会社あいずのとも		法人種別	営利法人
代表者	役職名	代表取締役	氏名	柳川 京子
所在地 電話番号	住所 〒880-0951 宮崎市大塚町乱橋 4551-1 ユーワホームズ本社ビル TEL 0985-67-5088 FAX 0985-67-5087			
法人が所有する 事業所の種類・数	居宅介護支援事業所 2事業所 訪問看護事業所 2事業所			

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	あいずケアプランセンターおおつか		
所在地 電話番号	住所 〒880-0951 宮崎市大塚町乱橋 4551-1 ユーワホームズ本社ビル TEL 0985-67-5090 FAX 0985-67-5087		
事業所番号	4570109910	指定取得日	令和4年8月1日
管理者名	太場 正博		

## 3. 事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	(兼務)1名	名	事業所の管理・運営
介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護支援専門員	(兼務)1名 名	名	居宅サービス計画の作成等

## 4. 事業の実施地域

実施地域	宮崎市
------	-----

## 5. 営業日時

営業日	営業時間	年末年始・夏季・休日の緊急連絡方法
毎週月～金曜日（祝日は休業）	9：00～18：00	年末年始（12/30～1/3）は携帯電話にて対応可能

※緊急時は担当介護支援専門員の携帯電話で24時間体制にて対応します。

## 6. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことができるように「居宅サービス計画」等の作成および変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センターおよび地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

## 7. 居宅介護支援の流れ

居宅介護支援提供の統一した流れは以下のとおりです。

居宅介護受付	地域包括支援センター、病医院などの医療機関、利用者又はその家族から来所又は電話による居宅介護サービスの利用の受付来所又は電話等による聞き取りから介護保険利用の相談を受け付けます
訪問日程調整	自宅に訪問し介護保険の説明等を行うための日程調整をします
介護保険制度の説明	介護保険制度の利用の説明、各事業内容の説明と実施できない内容の理解、介護度による介護の制限、他の制度の併用の時の優先、要支援・要介護の目的の違い
ケアマネの決定	ケアマネの利用の有無、担当ケアマネの決定、ケアマネの業務の説明
契約等	契約、重要事項、個人情報の説明と契約
事情聴取 (アセスメント)	介護保険を利用するに至った経緯の聴取、介護保険制度の利用によって改善したい課題の聴取(主訴の聴取)、介護保険証内容、家族構成、経済状況、他の制度の利用の有無と内容、緊急連絡、既往歴、生活歴、通院する医療機関、現在の服薬内容、住宅環境の調査、フェイスシート作成
心身機能評価	日常生活動作の評価、日常生活周辺動作の評価、認知機能その他の評価
居宅サービス計画作成・確定	心身機能評価の要約、課題抽出、第一票、第二票、第三票の作成介護保険利用点数等の把握、作成した居宅サービス計画の承諾
情報の入手	施設からの退所、病医院からの退院に向けて居宅介護の情報の入手
事業者調整	計画に適正な事業者の選定、事業者の利用実施について契約確認等調整
サービス担当会議	関係する事業者と利用者並びにその家族で会議を実施
サービスの提供	各事業者の援助開始
モニタリング	毎月1回以上訪問し心身の状態の観察・把握、支援事業者の計画遂行状況、対応する援助内容の適正化の把握
再計画の作成	モニタリングまたは、前回の計画により期限が終了する場合の再度計画の作成、介護予防の場合は計画は3ヶ月未満ごとに見直しし計画を作成する
給付管理	毎月月末に利用した援助内容に対し適正な点数を確認、翌月10日までに国民健康保険連合会に提出、要支援者の利用の場合は翌月5日までに地域包括支援センターに提出
更新手続等	心身の著しい機能変化により介護度を変更する場合の申請、認定更新のための申請 福祉用具、住宅改造による介護保険制度の補助の申請
施設の照会	特別養護老人施設・老人保健施設等の施設の照会
予防介護利用	予防介護利用者は管轄する地域包括支援センターの委託により連携をもって実施します

## 8. 利用者自身によるサービスの選択と同意

(1) 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められます。
- ② 特定の事業者に不当に偏った情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはしません。
- ③ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者および当該サービス担当者との合意を図ります。

- (2) 末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障がい1ヶ月以内に出現すると主治医が判断した場合、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治医の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)させていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治医やケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。

9. 訪問頻度の目安：毎月1回以上の訪問を行います。

#### 10. 身分証明書の携行

介護支援専門員は身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は、その介護者(家族等)から求められた時は提示を行います。

#### 11. 緊急対応・連絡

- (1) 訪問したときに、利用者が緊急を要するような状態、怪我をしており医療機関に搬送しなければならないときは介護者(家族等)への連絡前に救急対応することがあります。
- (2) 上記の場合、緊急対応のあと、家族又は緊急連絡先に連絡します。

#### 12. 利用料金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。
- このサービス提供証明書を後日利用者の市区町村の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。
- (2) 交通費：前記4のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要な場合があります。
- (3) 解約料：利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

#### 13. サービス利用法

##### (1) 居宅介護支援の解約

###### ① 利用者の都合でサービスを終了する場合

要介護から要支援に介護度が変わった場合。なお、その後要介護に変更したときは、新たに契約することになります。

###### ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

###### ③ 自動終了：以下の場合は、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者が死亡した場合

###### ④ その他

利用者やご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

#### 14. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 15. 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるように努めます。

- ① 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする）をおおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的実施します。

#### 16. 虐待の防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- ① 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	太場 正博
---------	-------

- ② 苦情解決のための体制を整備しています。
- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ サービスの提供中に、施設や事業所の従事者、または介護者(家族等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

#### 17. 個人情報の保護について

当該事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

- ① 当該事業所の従業員は介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当該事業所の従業員であったものは、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 当該事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合に限りあらかじめ利用者もしくはご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

当該事業所が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

## 18. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に関する苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

【事業者の窓口】	所在地 宮崎市大塚町乱橋 4551-1 ユーワホームズ本社ビル1階
あいずケアプランセンターおおつか	T E L 0985-67-5090 FAX 0985-67-5087 受付時間 (月～金) 9:00～18:00
【地域包括支援センターの窓口】	所在地 宮崎市大塚町乱橋 4550 番地 2
大塚地区地域包括支援センター	T E L 0985-65-8181 FAX 0985-65-8182 受付時間 (月～金) 8:30～17:15
【市町村の窓口】	所在地 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号
宮崎市 福祉部 介護保険課	T E L 0985-21-1777 FAX 0985-31-6337 受付時間 (月～金) 8:30～17:15
【国民健康保険連合会】	所在地 宮崎市下原町 2 3 1 番地 1
宮崎県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 介護サービス相談係	T E L 0985-35-5301 FAX 0985-25-0268 受付時間 (月～金) 8:30～17:00

## 19. 記録の保管について

### (1) 用紙で保管する場合

- ・鍵のかかる保管場所に保管します。外部に持ち出す場合は、持ち出し記録簿に記入し、管理します。
- ・保管期間はサービス提供終了から2年間、請求にかかる資料とその請求の根拠となる記録は5年間保管をします。
- ・保管期間が終了した書類についてはシュレッダーにかけた上で破棄します。

### (2) 電子媒体で保管する場合

- ・利用者のデータを保存するパソコンは、ログイン時にパスワードを求める等のセキュリティを設定し、利用者のデータに対してアクセス権限のない第三者が不正にパソコン操作を行えないようにします。
- ・データの閲覧、利用に関して、データアクセス時にパスワードを要求する等のセキュリティを設定し、許可された者のみがアクセスできるようにします。
- ・外部へのデータの持ち出しは禁止し、保管期間が終了したデータはパソコンより消去します。
- ・記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付が本人及び家族に限り可能です。

## 20. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は 太場 正博 ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。

## 21. 損害賠償

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

説明日 令和 年 月 日  
説明者

職名	管理者 (兼主任介護支援専門員)	氏名	太場 正博
----	---------------------	----	-------

【事業者】	所在地	宮崎市大塚町乱橋 4551-1 ユーワホームズ本社ビル
	事業者(法人)名	株式会社あいずのとも
	代表者名	代表取締役 柳川京子
	事業所名	あいずケアプランセンターおおつか

上記の内容について説明を受けました。

【利用者】	住所	
	氏名	

【代理人】	住所	
	氏名	(続柄 )